

くらしの法律シリーズ ②

遺言のはなし

欧米では、毎年書き換える人が多い遺言書。

愛する家族に争いなどがおこらないよう、生前にきちんと遺言書を作成しておくことは、もしかしたら、残された家族への最後の贈り物なのかもしれません。

どうして遺言書が必要なのか、どんな遺言書が良いのか、
ため、ページを開いて読んでみましょう。



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL 075-256-1881

FAX 075-231-8506

遺言書があった！ 開封して中身を見ても大丈夫？

親御さんなどから、遺言書の存在と保管場所を、生前あらかじめ告げられている方もおられるかもしれませんが。あるいは、遺品を整理していたら「遺言書」と書かれた封筒が出てきたり…。そんなとき、「遺言書があった！」と、すぐに開封して中身を確認したくなりますが…、ちょっと待ってください。

「遺言書」と自筆で書かれて封をしてある「自筆証書遺言」など、「公正証書遺言」以外の遺言の場合には、「検認」という手続きが必要となります。

遺言書の保管者や、遺言書を見つけた相続人は、すぐに開封せず、まずは家庭裁判所に検認申立てを行なうようにしてください。



検認って…？

家庭裁判所において、相続人またはその代理人の立ち会いのもと、裁判官が遺言書の開封をし、遺言書の形状や被相続人の署名など、遺言書の形式面を調査・確認する手続きです。

検認しないとどうなるの？

遺言書が封印されている場合には、検認を経ないで家庭裁判所以外で開封すると、5万円以下の過料に処するとされています。検認を経ないで開封しても、ただちに遺言書の効力が失われるというわけではありませんが、不動産の登記をする場合には、検認を経なければ申請できません。

「遺留分」ってなに？

商売を継いだ長男に建物を相続させたい、世話になった他人に財産をあげたいなど、被相続人の、自分の財産処分に関する遺志を実現するための制度が遺言制度です。遺言を遺しておいた場合には、相続制度の例外となり、法定相続に優先してその遺志にしたがった財産の処分がなされることになります。

ただし、このような遺言制度も、万能というわけではありません。たとえば全財産をすべて次男に相続させるというように、遺言が長男など他の相続人の相続分を侵害している場合、相続分を侵害された相続人は、遺言により侵害された相続財産の一定割合を自分によこせと請求することができます。遺言によっても侵すことのできない相続人に留保されたこの権利のことを「遺留分」といいます。

この「遺留分減殺請求権」は、あくまで行使「できる」というもので、相続人が行使しなければ遺言書どおりに財産が処分されることとなりますが、余計な紛争を招き

かねないため、遺言書は遺留分に配慮して作成することが望ましいといえます。

反対に、遺言書で自分の遺留分が侵害されてしまい、納得がいかないという場合には、財産を相続した者または遺贈された者に対し、遺留分減殺請求権を行使する意思表示をしなければなりません。放っておくと、遺留分減殺請求権は、相続開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知ったときから1年で時効消滅してしまいます。相続開始から10年経過したときも同様ですので注意が必要です。

遺留分減殺請求をするときには、意思表示をした時期が明確になるよう、内容証明郵便などの書面で行なう方がよいでしょう。

遺留分の割合は…？

原則として相続財産の2分の1です。直系尊属のみが相続人であるときは、3分の1が遺留分となります。被相続人の兄弟姉妹には遺留分はありません。たとえば、配偶者（妻）がおり、子どもが男子2人の場合、財産をすべて次男に相続させるという遺言をしたとすると、妻は次男に対し遺留分である4分の1を、長男は次男に対し遺留分の8分の1を、それぞれ自分に渡すよう請求できるのです。

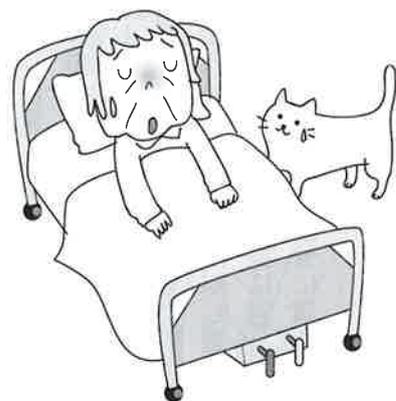
遺言

——作るなら1人1つ——

遺言書がなければ、時間のかかる遺産分割協議を行わなければなりませんし、財産が少なくても、仲の良かった子どもたちが争うことになりかねません。また、遺産分割協議で、自宅に同居していた子が自宅を相続するなど、自分が当然予想していたような相続になるとは限りません。基本的には、処分すべき財産があり、複数の相続人がいる場合には、遺言書を作った方がよいでしょう。

特に遺言書が必要なのは、こんなとき

- ① 相続人が1人もいない場合
- ② 内縁の配偶者がいる場合
- ③ 特定の相続人に特定の財産を相続させた場合
- ④ 再婚している場合
- ⑤ 死亡した長男の嫁に世話してもらっている場合
- ⑥ 夫婦の間に子がなく、財産が居住用不動産のみの場合
- ⑦ 相続人の中に行方不明者がいる場合



自筆証言遺言

遺言者がその全文、日付を自書し、署名・押印した遺言書です。手軽で迅速に作成できるため、何度も書き換えをしたりする場合には簡便な遺言です。その反面、訂正の方法など、決められた様式が取られていなかったり、遺言の文言が法的に意味を成さない場合、無効な遺言となりかねません。また、作成時に高齢で認知症が疑われる場合など、後から有効性が問題になりやすいといえます。

公正証書遺言

原則として遺言者が公証人役場に行き、公証人に対して遺言の内容を口授し、それ

遺言書は どう作ればいいの？

あらかじめ作って遺しておく遺言には、
①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密
証書遺言の3種類があります。

基本的には、遺言の有効性についての紛
争を防ぐため、公正証書遺言を作成するこ
とをお勧めします。自筆証書遺言は、公正
証書遺言の作成前や、作成後に相続人や相
続財産の内容等に変動があったとして、応
急措置的に遺言を撤回・書き換える場合
などに利用される方がよいでしょう。



を公証人が確認して公正証書として遺言を
作成するものです。あらかじめ公証人と遺
言の内容について打ち合わせをし、不動産
登記事項証明書などの必要書類をそろえて
提出しておくなど、下準備が必要です。そ
の上で、公証人と日程調整をし、立ち会い
をする証人2人とともに公証人役場に向
いて公正証書遺言を作成してもらいます。

作成には相続財産の金額に応じた公証人
手数料が必要です。原本は公証人役場に保
管され、遺言者には正本と謄本が交付され
ます。自筆証書遺言に比べて、作成には少
し時間がかかりますし、費用も発生します
が、遺言書が変造・改ざんされる可能性が
極めて低く、法的要件を満たした遺言文言
となりますので、もっとも安全で確実な遺
言の方式です。

秘密証書遺言

遺言者が作成した遺言に署名捺印し、遺
言を封筒などに入れて封印した上で、公証
人役場に証人2人とともに出向いて自己の
遺言書であることを公証人に証明してもら
う方式の遺言です。公正証書遺言に比べて
費用は安くすみ、遺言の内容も秘密
にされますが、遺言文言は遺言者が作成す
るため、自筆証書遺言と同様の法的有効性
の問題が生じます。あまり利用されていな
い方式の遺言です。

どの遺言であっても、作成前にまず、何をどうしてものかという自分の意思を整理することが必要です。そして、死後に確実に遺言の内容が実現されるよう、遺言者に代わって遺言の執行を行なう遺言執行者を指定しておく方がよいでしょう。

また、遺言書作成時点における一切の財産を明示し、遺言書とともに不動産登記簿謄本や固定資産評価証明書、預金通帳・証書、株券等の預かり先などを書いたメモを保管しておく、死後に相続人が財産を調査する手間が省けますし、遺産の隠匿などを疑われて無用な紛争を招くことも防げるでしょう。

封筒に入れるかどうかは遺言者の自由。ただし、封筒に入れて封をした場合は「遺言書」と表書きし、「開封厳禁。発見したら家庭裁判所に検認の申立てをすること」などと記載するのが賢明。

自筆証書を訂正するときは、遺言者が加除などの場所を指示し、変更した旨を付記して署名し、かつ変更の場所に印を押さなければ訂正の効力は生じない。

遺言者の本籍・住所は法定の要件ではないが、遺言者を特定するため、また不動産登記をスムーズにするためにも、記載しておくとい。

遺言者の押印は、指印や拇印も有効とされる。印鑑は実印でなくても認印でも有効。ただし、遺言書の作成者が真実遺言者であることを証明するため、実印が賢明。複数枚にわたるときには各葉の間に契印を。

公証人とは？

「公証人」とは、長年の実務経験を有する裁判官や検察官などの法律実務家の中から、法務大臣によって任命される公務員です。遺言、各種の契約などの公正証書の作成、定款や私文書の認証、確定日付の付与などの職務を行います。

●京都の公証人役場

京都合同	(京都市中京区)	TEL 075-231-4338
宇治	(宇治市)	TEL 0774-23-8220
舞鶴	(舞鶴市)	TEL 0773-75-6520
福知山	(福知山市)	TEL 0773-23-6309

「自筆証書遺言」の見本

表題に「遺言書」と書くか否かも制限はないが、遺言書であることを明示するため記載した方がよい。

遺言者の氏名は通称や俗称であっても、他の客観的な資料から遺言者の特定が可能であればかまわない。ただし、できる限り戸籍に記載された氏名を表示した方がよい。

遺言書の用紙や筆記用具には制限がない。ただし、鉛筆など消せる筆記用具は遺言書の変造・改ざんを防ぐため避けた方がよい。縦書き・横書きも自由。

遺言書は書き換えが可能なため、作成の先後関係を明らかにする作成年を記載すべき。西暦・元号はいずれでもよい。日付は「5月吉日」などとせず、特定する。

遺言書

遺言者京都法男は、この遺言書により、次のとおり遺言する。なお、遺言者の三男三郎には、生前自宅購入資金として1000万円を贈与しているので、この遺言に不満を持つことなく、くれぐれも兄弟仲良くしていってくださることを望む。

一 遺言者の長男京都太郎に、次の土地建物を相続させる。

- | | | | |
|---|---|------|--|
| 1 | 所 | 在 | 京都市中京区御幸町通丸太町一丁目 |
| | 地 | 番 | 1番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 100.00平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 京都市中京区 富小路 通丸太町一丁目1番地
御幸町 三 字 削 除 三 字 加 筆 京都法男 |
| | | 家屋番号 | 1番 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木造瓦葺二階建 |
| | 床 | 面積 | 一階 70.00平方メートル
二階 70.00平方メートル |

二 遺言者の七次男京都次郎の妻京都律子には、次郎の死後も何かとお世話になったので、次の会社の株式1万株を遺贈する。

社 名 京都株式会社
本店所在地 京都市中京区富小路丸太町1番1号

三 遺言者は、本遺言書に記載のない一切の財産を妻京都法子に相続させる。

四 この遺言の遺言執行者に次の者を指定する。

住 所 京都市中京区御幸町通丸太町下る御幸町ビル5階
氏 名 高山利夫（京都法律事務所弁護士）

五 遺言執行費用及び執行者の報酬は、妻に相続させた南北銀行寺町支店の普通預金より支出するものとし、金額については京都法律事務所報酬規程に基づいて算出する。

2013年5月3日

本 籍 京都市中京区御幸町通丸太町一丁目1番地
住 所 京都市中京区御幸町通丸太町一丁目1番1号

遺言者 京 都 法 男





Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506
<http://www.kyotolaw.jp/>

お電話で
ご予約 **075-256-1881**

平日 10:00～17:00
毎週水曜日は夜間相談あり
17:00～19:40
土曜 10:00～15:00
(第2土曜を除く)

ご相談

平日 9:00～19:00
土曜 9:00～15:00
(第2土曜を除く)

受付



- 地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分
- 京阪鴨東線：「神宮丸太町」から徒歩10分
- ◎お車でお越しの場合は、ビル地階の駐車場をご利用ください

ホームページから 24時間受付

<http://www.kyotolaw.jp/>

ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。

 **法テラス** の制度も利用できます。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回相談を無料とさせていただきます

相談者のお名前

電話

紹介者のお名前

電話

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください